

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第5項（随時監査）の規定により
執行した監査について、同条第9項の規定により、その報告を公表する。

令和7年5月1日

桑名市監査委員

藤 本 直 記

日 佐 龍 雄

成 田 久美子

■定期監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

実施年月日	監査の対象
令和6年9月	[市長直轄組織：防災・危機管理課、グリーン資産創造課] [総務部：財政課、税務課、債権管理課] [保健福祉部：障害福祉課、介護高齢課、保健医療課] [教育委員会事務局：教育総務課、学校支援課] [議会事務局] [消防本部・消防署]
10月8日	総務部：契約監理課 子ども未来部：子ども未来課
10月15日	市長公室：政策創造課 都市創造部：都市計画課
10月23日	市長直轄組織：企業誘致課 教育委員会事務局：人権教育課
10月30日	上下水道部：下水道事業 [水道事業]
11月7日	市長公室：人事課 市民環境部：地域コミュニティ局 スポーツ振興課
11月22日	市長直轄組織：スマートシティ推進課 市民環境部：地域コミュニティ局 生涯学習課
11月29日	市民環境部：環境対策課
12月	[市長公室：SDGs推進課、秘書広報課、ブランド推進課] [市民環境部：地域コミュニティ局 地域コミュニティ課] [産業振興部：商工課、観光課] [子ども未来部：幼保支援課] [社会基盤整備部：土木管理課、土木課] [都市創造部：桑名駅周辺整備事務所] [監査委員事務局]
令和7年1月10日	保健福祉部：福祉総務課 社会基盤整備部：アセットマネジメント課

1月17日	市民環境部：桑名市人権センター 子ども未来部：子ども総合センター
1月24日	総務部：総務課 都市創造部：都市管理課
2月7日	産業振興部：農林水産課 教育委員会事務局：新たな学校づくり課
2月12日	市民環境部：戸籍・住民登録課、人権政策課
2月25日	会計ファンドマネジメント室

* 監査の対象には、所管に係る出先機関及び課内室を含む。

* []内に記載の課等については、監査調書、共通簿冊の提出をもって監査を実施した。

2 監査の方法

桑名市監査基準に準拠し、令和6年度の事務事業の実施状況については、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類等との照合、点検等を行い、各所属長等から主な事務事業の概要の説明及び指摘事項の是正・改善の顛末を聴取することにより監査を実施した。

3 監査の主眼

監査実施計画に掲げる内容を主眼として実施した。

- ・財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか。
- ・事務の執行が法令や例規等の定めるところに従って適正かつ合理的・効率的に行われているか。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類等を照合・点検したところ、合理的かつ効率的な執行と管理が行われており、本報告書に「意見・要望」と記載したもののほかは、概ね適正と認められ公表すべき重大な不備は見られなかった。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて是正・改善状況の報告を受けた。

5 意見・要望

【共通事項】

(1) 予算執行について

- ・歳入歳出予算の執行は概ね適正に処理され、所期の成果を得ているものと見受けられた。なお、配当された予算については計画的な執行を心掛けられたい。
- ・予算の執行残が生じた場合は、安易に使い切ることは慎み、早期に減額補正を行うなど適切な対

応を図り、限られた財源の有効活用に努められたい。

- ・予算の流用はあくまで例外的な措置であり、特別な事情がある場合に必要最小限に行うべきものであることから、今後も慎重に対応されたい。

(2) 収入未済額について

- ・収入未済額の削減は公平性・公正性の観点から重要な課題である。収納状況を正確に把握し、未済の実態に応じた適切な措置を講じるほか、市債権の徴収一元化や官民連携を更に進め、収入未済額の解消により一層努められたい。

(3) 現金等の取り扱いについて

- ・各所属で管理している全ての通帳は必ず複数人で取り扱うこととし、印鑑と別の場所へ保管するほか、出入金の際は出納簿へ記録することで通帳残高との整合性を常に確保されたい。
- ・郵便切手等は旧額面の縮減と必要最小限の購入を心掛け、保有数が過大とならないよう金種別に受払簿で管理し、保有する枚数の適正化に努められたい。

(4) 工事執行等について

- ・小規模工事や小破修繕において、多くの随意契約が見受けられた。緊急を要する場合、迅速に対応する必要があることは理解できるものの、類似する案件を集約し入札を行う等、公正で透明性の高い発注に取り組まれたい。

(5) 委託業務について

- ・委託業務は業務報告書等により仕様内容の履行状況を適宜確認されたい。また、委託による効果や効率性を十分吟味し、その必要性の是非を見極めるとともに業務内容の精査を行い、仕様書の見直しを行うことで適正な履行確保に努められたい。

(6) 契約事務について

- ・入札や契約行為は概ね適正に処理されているものの、各所属における契約事務において、基本的な事務処理、見積書や予定価格調書等の作成に関する誤りが多く見受けられた。契約行為の重要性を十分認識しつつ、契約事務に関するマニュアル等に則り、適正に行われたい。
- ・随意契約とする理由が明確でないものや適切な根拠を明示しているとは言えないものが複数見受けられた。「地方自治法施行令」、「桑名市契約規則」及び「桑名市随意契約ガイドライン」を遵守し、適切な契約事務の執行に努められたい。

(7) 文書管理事務について

- ・公文書の管理について、文書目録の未作成等一部で取扱いに不備が見受けられた。「桑名市公文例規程」、「桑名市文書等管理規程」ならびに「文書取扱手引」に基づき適正な事務処理に努められ

たい。

(8) 出張命令及び復命書について

- ・市外出張命令簿と復命書の関係を確認したところ、復命書を作成することが望ましい出張用件であっても口頭復命としている事例等、一部で事務処理の不備が見受けられた。「桑名市職員服務規程」等に則り、適正な事務処理を行われたい。
- ・令和5年12月1日からアルコール検知器による運転者の酒気帯びの有無の確認が義務づけられ、所管課からは事務処理手順が提示されたものの、出張命令簿との整合が取れない等、事務処理の不備が散見された。

「桑名市におけるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認マニュアル」等に則り適切な事務処理を行われたい。

(9) 財産等の管理について

- ・公有財産の管理については、概ね適正に処理されていると認められた。引き続き「桑名市公有財産管理規則」や「桑名市会計規則」に則り、適切かつ慎重な管理が行われるよう努められたい。

(10) 支出事務について

- ・支出事務については「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」や「桑名市会計規則」に則り、支払遅延がないよう速やかに支出命令を発するよう努められたい。

(テーマ監査) 内部統制体制の整備状況（リスクへの対応）について

- ・桑名市監査基準に基づき、リスクの識別及び対応に着目し監査を実施した。制度として内部統制は未導入であるものの、概ね内部統制に準じた手法で事務が行われていることが認められた。引き続き、リスクマネジメントの考え方に基づき、内部統制の強化、充実に図りながら適切な事務の執行に取り組まれたい。

(テーマ監査) 事務改善に向けた取り組みの状況について

- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）・PX（パブリックトランスフォーメーション）の推進が求められる中で、現時点の状況を把握すべく監査を実施した。多くの部署で様々な事務改善に取り組み、デジタルツールを活用することで、住民への利便性の向上に寄与したと思われるものの、作業時間の短縮に繋がったもの、紙資源等の使用量の削減に繋がったものなど多くの効果を見られているように見受けられた。引き続き事務改善への取り組みを進め、効率的な事務の執行に取り組まれたい。

【所管課別事項】

市長直轄組織

○スマートシティ推進課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○企業誘致課

- ・ 共通事項について留意されたい。

市長公室

○政策創造課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○人事課

- ・ 共通事項について留意されたい。

総務部

○総務課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○契約監理課

- ・ 共通事項について留意されたい。

市民環境部

○戸籍・住民登録課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○人権政策課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○桑名市人権センター

- ・ 共通事項について留意されたい。

○環境対策課

- ・ 仕様書を作成される際には、条例や規則等を参照しつつ業務内容を定めるよう見直されたい。

○生涯学習課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○スポーツ振興課

- ・ 共通事項について留意されたい。

産業振興部

○農林水産課

- ・ 文書は行政資料や意思決定の証拠として即座に利用できる状態で整理、保管、保存するため、取扱いに注意されたい。

保健福祉部

○福祉総務課

- ・ 共通事項について留意されたい。

子ども未来部

○子ども未来課

- ・ 補助金交付事務において、書類の様式番号は最新の要綱等に基づいた内容を遵守されたい。過去にも同様の指摘をしているため、確実に是正されたい。

○子ども総合センター

- ・ 共通事項について留意されたい。

社会基盤整備部

○アセットマネジメント課

- ・ 共通事項について留意されたい。

都市創造部

○都市計画課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○都市管理課

- ・ 共通事項について留意されたい。

会計ファンドマネジメント室

- ・ 共通事項について留意されたい。

上下水道部

- ・ 共通事項について留意されたい。

教育委員会事務局

○新たな学校づくり課

- ・ 共通事項について留意されたい。

○人権教育課

- ・ 補助金交付事務において、紙で受け付けた文書には受付印を押印し収受されたい。過去にも同様の指摘をしているため、確実に是正されたい。

■随時監査（工事監査）

1 監査実施年月日及び監査箇所

実施年月日	監査対象工事
令和6年11月14日～11月15日	桑名市消防庁舎等再編整備工事

2 監査の対象

令和6年度に完成する工事のうち、請負金額1億円以上のものから抽出した。

3 監査対象部局

監査対象部局については、次のとおりとした。

- ・市民環境部 地域コミュニティ課
- ・都市創造部 都市管理課
- ・消防本部 総務課、指揮調査課

4 監査の方法

工事計画、設計、契約、施工及び監督業務等について、工事担当課から説明を聴取するとともに現場視察を行った。

なお、監査実施にあたっては、工事監査の専門的知識を必要とするため、公益財団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求めて、書類審査及び現地監査を実施した。

5 監査の主眼

関係書類の審査、現地監査を実施することにより、工事事務及び施工が法令等に従い適正に行われているかを主眼とした。

6 監査の結果

工事計画、設計、契約、施工及び監督業務について、工事担当課から説明を聴取するとともに現場を視察した結果、概ね適正に行われていると認められた。

技術士から提出された報告書は、以下のとおりである。

なお、特に問題はみられなかったが、改善・工夫が望まれる点については、今後の工事執行の参考とされたい。

技術士による調査報告書

1 工事概要

〈1〉工事名称：桑名市消防庁舎等再編整備工事

〈2〉建築概要

・建屋工事概要

	車庫棟	地域 コミュニティ棟	消防庁舎棟	消防団詰所
構 造	RC 造	S 造	S 造	S 造
基礎地業	直接・ 地盤改良	直接・ 地盤改良	直接・ 地盤改良	直接・ 地盤改良
階 数	2 階	2 階	2 階	2 階
建築面積	499.22 m ²	2,622.41 m ²		49.17 m ²
延床面積	620.51 m ²	4,540.75 m ²		84.24 m ²
軒 高	+8.75m	+8.45m	+10.436m	+9.65m
最高高さ	+10.95m	+9.95m	+11.35m	+14.55m
基礎深さ	-0.5m	-1.9m	-1.9m	-0.69m

- ・造成・外構工事 一式
- ・解体工事 一式
- ・防災広場整備工事 一式

〈3〉施工者：大和リース・宮崎工務店特定工事共同企業体

代表企業 大和リース株式会社 三重支店 支店長 内藤 浩次
三重県四日市市鶴の森一丁目4番28号
構成会社 株式会社宮崎工務店 代表取締役社長 宮崎 博樹

〈4〉設計受託者：株式会社徳岡設計代表取締役 徳岡 浩二

大阪市中央区本町橋5番14号

〈5〉工事監理者：徳岡設計・功建築設計事務所共同企業体代表取締役 徳岡 浩二

大阪市中央区本町橋5番14号

〈6〉工事費：予定金額 金 2,454,650,000 円 (消費税含む)

請負金額 金 2,454,650,000 円 (消費税含む)

〈7〉工事期間：令和5年6月29日 ～ 令和7年3月31日

〈8〉入札・契約方式：公募型プロポーザル方式（公募年月日：令和3年11月30日）

参加業者 4社 審査の後、決定

本契約年月日 令和5年6月29日

【総 評】

今回の工事監査の調査対象工事は、「桑名市消防庁舎等再編整備工事」である。

書類審査については、事前に「質問書」を提出し、それへの回答をベースに工事監査を実施した。各種書類の確認を通じて、工事実施状況（施工計画書等の工事関係資料の作成状況、品質管理、工程管理、安全衛生管理、維持管理）について各段階における技術的事項について調査した。

現地の目視調査については、書類審査の後、関係者と共に現場巡視を行い、施工状況・出来形について確認した。

書類検査、現地検査において、多少の意見はあるが、特に重大なる指摘事項はない。全般的に『良好』な施工状態であり、設計図書に基づいて品質・出来形が確保されていた。

【評価できる点】

- ・各種施工計画書・製作要領書および施工図については、「各種書類提出・返却管理記録」・「施工図提出」としてリスト化されていたことは、品質・工程の見える化であり、有効な管理手法として評価できる。
- ・諸官庁への届出書類についても、提出の進捗状況が把握できる書式を作成していたことは評価できる。
- ・「定例打合せ議事録」・「災害防止協議会議事録」・「月報」についても確実に作成・提出されてファイリングされていた。
- ・各種工事の施工記録写真整理状況を確認したが、デジタルツールを活用して整然と整理されており、検索も迅速であった。
- ・工事全般の進捗状況を把握できる定点写真撮影についても、月毎にドローン撮影を実施して記録されていた。

【改善・工夫が望まれる点】

- ・「総合施工計画書」は、設計図書に示された仕様をベースにした施工者の施工方針書として作成するものである。「工事自主検査表」の書式が大半を占めている「総合施工計画書」の構成は改善することが望まれる。

2 書類審査結果

〈2-1〉工事実施状況の検査

（1）企画・計画について

- ・当該再編整備工事が企画された経緯は、消防本部の位置が、県の公表した南海トラフ巨大地震

における地震被害想定で2 mから5 mの津波浸水想定地域に指定され、高潮浸水想定においては5 mから10 m位の浸水区域にあることから、高台への移転が計画された。その際に、老朽化が懸念されていた大山田分署と大山田地区市民センターも合わせた複合施設として計画されたとの説明を受けた。

- ・当該再編整備工事の敷地を確定するにあたり敷地内の市道の廃道手続きが実施され、それに伴うガス管・上水道等の関係機関との協議・調整が実施されていた。
- ・当該工事に関して、近隣自治会との工事説明会などは、複数回開催し、議事録が作成されていることを確認することができた。
- ・仮ベンチマーク・境界杭の確認については、関係者立ち合いの元で実施し、施工記録写真もあるとの説明を受けた。
- ・当該敷地内の既存建物解体に先行して実施したアスベスト調査（2回実施）の報告書を確認することができた。

（２）当該事業者の選定について

- ・当該再編整備事業者の選定については、「公募型プロポーザル方式」が実施され、募集要項への問合せは16社からの質疑があり、公募型プロポーザルには4グループが参加し、「大和リースグループ」に決定していた。
- ・公募型プロポーザルを実施するにあたり要求水準書として、「公募型プロポーザル仕様書」が作成されていた。
- ・公募型プロポーザル方式の運用については、関係部局の部長による連携会議（議長：消防長）で協議し、選定委員会において最終決定を行っていた。
- ・設計者については、大和リースグループの構成会社である㈱徳岡設計を選定し随意契約がされていた。
- ・工事監理者については、大和リースグループの構成メンバーである徳岡・功建築設計事務所共同企業体を選定し随意契約がされていた。
- ・施工者については、大和リースグループの構成メンバーである大和リース・宮崎工務店特定工事共同企業体を選定し随意契約がされていた。

（３）設計全般について

- ・「建築物省エネ法」に基づく判定については、令和5年11月30日付で「適合判定通知書」を受けていた。
- ・ユニバーサルデザイン対応としては、「バリアフリー法」・「三重県ユニバーサルデザイン条例」に基づき基準に則した寸法および機能を確保しているとの説明を受けた。
- ・シックハウス対策としては、使用する建築材料はF☆☆☆☆を基本とし、完成時の室内空気中の化学物質の濃度測定を5か所図面で指定していた。
- ・構造計算適合性判定については、(株)建築構造センターで受けており、「質疑事項書」として

処理されていた。

- ・官庁施設の総合耐震計画基準の耐震安全性分類は、下表のとおりであった。

棟名称	構 造	重要度係数 I	構造計算ルート	地域係数 Z
車庫棟	RC 造	1.5	1	1.0
消防・地域コミュ棟	S 造	1.5	3	1.0
消防団詰所	S 造	1.25	3	1.0

- ・設計図書を成果品として受領する際には、担当監督員が成果品の照査を行った後課内検査を実施しているとの説明を受けた。

(4) 施工管理全般について

- ・当該工事契約後、発注者・事業者（設計者・工事監理者・施工者）が一堂に会したキック・オフ・ミーティング（プロジェクト会議）は、令和 5 年 6 月 29 日に開催されており、議事録を確認することができた。
- ・当該工事の施工方針書である「総合施工計画書」を確認したが、令和 5 年 9 月 6 日に最終承諾されていた。
- ・作成予定の各種施工計画書については、最終承諾までの進捗状況を管理するために予定欄と実施欄を設けた「提出・返却管理記録」書式を活用していた。
- ・施工図提出の進捗状況の管理についても、施工計画書と同様の書式を活用して工事着手前に最終承諾を受けていた。
- ・建築・電気設備・機械設備工事間の調整を行うプロット図の確認をすることができた。
- ・官公庁への届出書類については、建築関連・電気設備関連・機械設備関連ごとに書類名称・提出先・受付日がリスト化されていた。
- ・工事材料使用届のファイルを確認したが、品質確認に必要な資料が 9 月末時点で 22 件提出され、承諾されていた。
- ・建設廃棄物処理に関する契約手続きはされており、電子マニフェストで管理しているとの説明を受けた。
- ・車庫棟の打設手順を作業員全員に徹底するため、3D 図面を作成し、打設計画シミュレーションを実施していた。
- ・資源の有効利用について、再生資源利用計画書および再資源利用促進計画書は提出するとともに仮囲面に掲示されていた。
- ・下請業者採用届では、最大 3 次下請負契約を行っており、市内の協力業者としては、5 社契約しているとの説明を受けた。
- ・建設業退職金共済組合（建退共）には、加入していることを確認することができた。
- ・第三者賠償責任保険・建設工事総合保険については、民間の損保保険会社に加入しており、保険期間は令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までであった。
- ・「建設業許可標識」・「労災保険関係成立票」・「建退共制度の適用標識」が西面の現場車両進入口

横の仮囲いに掲示されていたことを確認した。施工体系図も掲示されていたことを確認した。

- ・工事实績情報システム（CORINS）の工事着手時の登録は、令和5年7月12日にされていることを確認した。
- ・場外での製品検査の工事監理者立ち会いについては、鉄骨・非常用発電機・受変電設備（11月21日予定）が実施・計画されていた。
- ・使用材料のF☆☆☆☆確認は、資材受入検査時に行っていることを施工記録写真（クラウド保存）で確認することができた。
- ・揮発性有機化合物の室内濃度測定〔5か所、6種〕については、内装工事完了後に実施する計画をしているとの説明であった。
- ・技能士資格の確認については、作業員名簿にて事前に資格証を確認し、現場作業時に本人確認のため、資格証と一緒に写真撮影をしているとの説明を受けた。
- ・定点記録写真についてはドローン撮影を行い、「月間進捗報告書」で提出しているとの説明であった。

（5）品質管理について

（解体工事）

- ・設計段階で実施した有害物質（PCB・フロン等）の事前調査では、竣工年月日（昭和47年以降）より高濃度PCB含まず、また、変圧器などの低濃度PCB事前調査で含まずとの判定がされていた。
- ・アスベスト含有建材の解体工事施工計画書は、令和5年9月6日に承諾されていた。（解体工事着工日：9月14日）
- ・解体工事の施工記録写真をクラウド保存で確認したが、整然と施工されていた。

（土・地業工事）

- ・山留工事で使用した親杭については、全数の杭を撤去したとの報告を受けた。また、地中残存物等が無いことを確認していた。
- ・地盤改良工事施工計画書については、令和6年1月15日に承諾されていた。
- ・試験杭を実施した杭は、No.1（Φ1,000）・No.2（Φ1,200）及びNo.（Φ800）であり、杭径の異なる杭で実施されていた。
- ・杭芯ズレの測定結果は、許容範囲内（100mm以内）であったとの説明を受けた。
- ・土工事の建設発生土の処分については、他の民間工事の盛土利用のために搬出していた。搬出先の建設発生土受入承諾書及び受領書はファイルされていた。
- ・掘削工事に伴う排水処理要領については、各エリアに釜場を設置し、水中ポンプにてノッチタンクへ送水し、pH測定の後、雨水溝へ排水したとの説明を受けた。
- ・再生クラッシュランの品質試験成績表を確認した。
- ・地業工事において、床下防湿層（ポリエチレンフィルム t=0.15）2枚敷の施工状況を施工記録写真で確認した。

(鉄筋工事)

- ・鉄筋工事において、ミルシートは揃っており、総使用鉄筋量は 119t であったとの説明を受けた。
- ・鉄筋圧接部の超音波探傷試験は、(有)三重非破壊検査が実施し、品質確認をしていた。1 ロット 200 か所とし、30 か所以上で UT 検査を実施していた。
- ・配筋状況・カブリ厚さ・コンクリート施工状況等の記録写真は整理されていた。

(コンクリート工事)

- ・採用している生コン工場は、(有)ヤマセ砂利・東和レミコン(株)・北勢レミコン(株)・(有)牧野建材であり、日本産業規格表示認証工場・品質管理監査合格証であった。
- ・生コン工場からの運搬時間は、平均 30 分前後であり、品質上の問題はない。
- ・レディーミクストコンクリート配合計画書による主な使用材料は、以下のとおりであった。

生コン工場名	セメント	細骨材	粗骨材
(有)ヤマセ砂利	住友大阪セメント	砂 東員町筑紫産	砕石 藤原鉦山産 砂利 東員町筑紫産
東和レミコン(株)	太平洋セメント	砕砂 藤原鉦山産 砂 宇賀川流域産	砕石 藤原鉦山産 砂利 宇賀川流域産
北勢レミコン(株)	太平洋セメント	砕砂 藤原鉦山産 砂 宇賀川流域産	砕石 藤原鉦山産
(有)牧野建材	住友大阪セメント	砂 員弁川産 砕砂 藤原鉦山産	砂利 員弁川産 砕石 藤原鉦山産

- ・細骨材と粗骨材について、化学法によるアルカリシリカ反応性による区分は A 判定であった。
- ・細骨材の塩化物量については所定の値以下であり、細骨材に問題はない。
- ・コンクリート圧縮強度試験機関は、一般社団法人 三重県建設資材試験センター 四日市試験場で実施しており、圧縮強度試験結果については、問題ないとの説明を受けた。
- ・コンクリート中の塩化物測定結果についても、基準値内であり、スランブ試験時の施工記録写真も確認することができた。
- ・コンクリートの打設管理については、「コンクリート打設計画書兼打設結果報告書」で実施して

いた。

(鉄骨工事)

- ・鉄骨製作工場の認定グレードが、M グレードであることを書面で確認することができた。また、製作工場には、指定された溶接施工管理技術者が常駐しており、資格証を確認したとの説明であった。
- ・鉄骨溶接部の第三者検査機関としては、(有)三重非破壊検査（三重県鈴鹿市）であり、検査結果に不具合がなかったとの説明を受けた。
- ・鉄骨工事において、アンカーボルトの据付状況を施工記録写真で確認した。

(防水工事)

- ・各種の防水工事の「施工計画書」は、工事監理者の承諾を受けていることを確認することができた。
- ・アスファルト防水・塗膜防水（ウレタン系）の「品質保証書」の保証年限は10年とのことであった。
- ・漏水確認のための「満水試験」については、バルーンを使用しての試験を計画しているとの説明であった。

(金属・屋根工事)

- ・屋根工事の「施工計画書」は、令和6年6月12日に監理者の承諾を受けていることを確認することができた。
- ・折板屋根の「品質保証書」の保証年限は10年とのことであった。
- ・金属工事の「施工計画書」についても、監理者の承諾を受けているとの説明を受けた。

(外構工事)

- ・敷地全般の雨水排水（水勾配）については、敷地外周部の側溝などで集水し、敷地南側より、本管に放流する設計であることを図面で確認することができた。
- ・防災広場については、通常は周辺住民の憩いの場として活用し、災害時には広域避難に係る機能及び地元住民の支援機能を配慮した広場として整備するとの説明を受けた。

(電気設備工事)

- ・電気設備工事の「施工計画書」については、8工種の施工計画書が作成されていることを確認することができた。
- ・撤去照明器具内のPCBの有無については、設計図書で調査するとともに器具の処分時にも確認し、含まれていないことを確認していた。

(機械設備工事)

- ・機械設備工事の「施工計画書」については、8工種の施工計画書が作成されていることを確認することができた。
- ・給水埋設配管作業の際に、地中埋設表示テープを設置している施工記録写真を確認することができた。

（６）工程管理について

- ・発注者・事業者（工事監理者・施工者）の定期的な工程打ち合わせは、基本的に全体会は、１回/月、現場定例会・分科会は、２回/月に現場事務所で開催されており、議事録が作成されていた。
- ・日々の工事工程打合せは、原則 13 時から各職の職長と別途工事（電気設備・機械設備）業者をメンバーとして実施していたとの説明を受けた。
- ・毎月提出される「月報」には、工程表に実施出来高曲線が記述されていることを確認した。
- ・竣工に向けて実施された「社内検査」・「監理検査」については、不具合指摘事項と関連図面が整然と整理されていることを確認した。
- ・当該工事の官庁検査として「消防検査」は、５月８日に受検し、「建築確認検査」は、５月７日に実施したとの説明を受けた。

（７）安全衛生管理について

- ・統括安全衛生責任者は、現場代理人が行っていることを確認した。
- ・工事期間中に発生した労働災害は、１件も発生していなかった。
- ・災害防止協議会には、翌月から新規入構する協力業者も出席していたとの説明を受けた。
- ・災害防止協議会は、毎月月末の木曜日に開催されており、議事録も作成されていた。
- ・「新規入構教育」・「送り出し教育」・「危険予知活動」を確実に実施していた。
- ・労働基準監督署への提出資料としては、「適用事業報告」と「特定元方事業者等の事業開始報告」を四日市労働基準監督署へ提出していた。
- ・日常的な安全衛生パトロール実施記録および店社パトロール実施記録については、ファイリングしているとの説明であった。
- ・現場で使用する玉掛ワイヤーの管理は、「赤色・青色・黄色管理方式」で毎月目視確認を実施していた。
- ・作業に使用する電動工具の点検については、現場への持込時に持込許可シールにて管理しているとの説明を受けた。

〈２－２〉出来形検査

- ・施工者が実施した鉄筋配筋検査・コンクリート打設検査などの段階検査は、記録書が確実に作成されていたことを確認した。
- ・工事監理者が作成し報告していた「監理月報」については、所定の書式で監督員に提出されていることを確認した。

3 現地検査結果

〈3－1〉工事施工状況の検査

- ・現場代理人等の案内で、敷地西面の仮囲い外側に掲示された掲示物を確認し、消防団詰所エリアの基礎工事状況を確認した。
- ・その後に、車庫棟の1階⇒2階⇒R階を視察し、車庫棟の2階から地域コミュニティ棟2階⇒1階の作業状況の目視検査を実施した。
- ・最後に、建物周辺と外構擁壁などを目視調査した。
- ・主要な躯体工事は完了していたが、仕上げ工事・電気設備工事・機械設備工事は最盛期であった。
- ・当該工事エリアにおける現地での個別の指摘事項はなかった。

〈3－2〉出来形検査

- ・躯体工事・仕上げ工事については、目視検査を行った範囲では、納まり上問題になる箇所は確認されなかった。
- ・1階床面下に築造されたピット内を目視し、良好な清掃状況を確認した。

〈3－3〉品質・安全検査

- ・当該工事の着工時から現状までの施工状況については、現場事務所の会議室においてクラウド保存された施工記録写真を確認したが、品質上適切な施工が実施されていた。
- ・施工計画上、場内の車両通行エリア全面に敷鉄板（約250枚）を敷設し、車両による場外への土砂持ち出しを防止していたことは適切な措置であった。
- ・当該工事の出来高70%強の段階で、建物内へのホコリ防止対策として「靴カバー着用」を義務付けて施工管理していたことは、建物全般の品質向上に効果がある対策として評価できる。
- ・目視検査では、消防庁舎等の各室の仕上げ工事は順調に推移し、整理整頓状況も整然としており、品質上指摘すべき事項はなかった。
- ・安全管理として、①脚立の使用禁止（立ち馬の使用励行）②安全通路のトラロープでの明示③床面段差への小スロープ設置等、きめ細かな安全管理が実施されていた。

4 検査写真



工 事 名 :

桑名市消防庁舎等再編整備工事

巡回場所：桑名市役所

内 容：書類検査



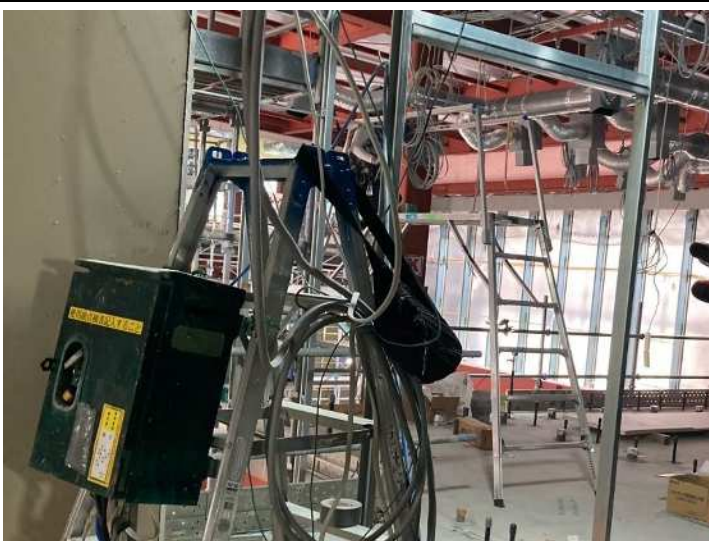
工 事 名 :

桑名市消防庁舎等再編整備工事

巡回場所：建物状況

内 容：

エントランスホール施工状況



工 事 名 :

桑名市消防庁舎等再編整備工事

巡回場所：建物状況

内 容：1階施工状況



工 事 名 :

桑名市消防庁舎等再編整備工事

巡回場所 : 標識等

内 容 : 掲示状況



工 事 名 :

桑名市消防庁舎等再編整備工事

巡回場所 : 場内状況

内 容 : 仮設敷鉄板状況

以 上